

発行元：新島村農業委員会事務局（新島村産業観光課内） ☎（5）0284（直通）

令和3年度 農業委員会だより

モノが過剰に流通し消費のあり方も成熟する中、消費者は『本物』『個性的なもの』『物にまつわるストーリー』を求めています。

大都市で生活する方の中には、貸農園や自家菜園で野菜づくりをしたりする方も増えてきました。このような方達は、自給を基礎におく農業に魅力を感じています。

新島・式根島では交通の不便さから、古くから自給自足をしてきました。昭和、平成、令和と時代が移り変わり、現在は交通事情が大幅に改善され、古くからの伝統的な自給農業（ナエバでの野菜生産）は衰退してしまいました。島しょ部の暮らしの根底には、もともと「自給」がありました。現代に生きる大都市の人々が憧れを抱く生活がそこには確実に存在しています。



▲若郷の自給的農業の畑

「ナエバ」の可能性

単一作物の規模拡大で生産性を上げ、企業的農業を行うことも必要なことだと思えます。しかし、自給的農業における生活様式や村の雰囲気・空気が、都市の消費者を魅了し、村と都市の消費者をむすぶ可能性があると思っています。

新島・式根島の野菜生産は自家消費用であるため、少量多品目、低農薬で栽培されていることが特徴と言えます。これは、消費者にとって大きな魅力となります。また、ナエバには島で暮らしの物語が多くあるように思えます。これらを掘り起し、都市生活者に紹介することができれば、新島村の農業再生のきっかけになるかもしれません。
(農業委員 石野 正幸)

「鹿鹿の繁忙期」

年度が変わり、現在は4月にラミネートした看板の張替えをしているところです。

この季節は虫もへびも多く、雨が降るたびに草木が大きく育ち、鹿が見えなくなってしまうため、鹿周りの草刈りが必要となります。春から夏にかけて、鹿が鹿にかかりやすく動き出すので、鹿まわりの点検をして、ワイヤーや踏板が古く痛んでいないか点検もします。また、山道も草木が車の底や横を擦るため草刈りが必要となります。

担当地域の場所により、進め方は違うと思いますが、宮塚山は鹿が610基あるので、点検と草刈りとなると時間がかかってしまいます。そのため、看板の張替えを先に終わらせて、その後草刈りをしながら鹿の点検をしていきます。現在、宮塚山では看板の張替えは終わり、草刈りをしています。

【捕獲頭数の現状】

ここ3年は年に約50頭ずつ、年間の捕獲頭数が減っています。4月の捕獲頭数は平均20頭、宮塚山では平均5頭です。

年度	H30	R1	R2	R3
年間捕獲頭数	299	249	192	—
4月の捕獲頭数	23	17	20	24
宮塚山の4月の捕獲頭数	5	3	5	8

今年度は、専門家による生息頭数調査が行われるため、捕獲頭数の減少が生息頭数の減少によるものなのかが分かるかもしれません。

(農地利用最適化推進委員 前田 亘)

農地の利用状況調査を実施します

農業委員会は、遊休農地の発生防止を目的として、毎年「農地の利用状況調査」が農地法第30条で義務付けられています。村では夏と秋頃にかけて、農業委員と推進委員がこの調査のため、皆さんの畑に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

なお、この調査で「利用されていないと思われる畑（不耕作地）」に該当した農地の所有者に対しては、**年明け頃に利用意向調査を送付し、今後の農地の取り扱いについてお聞きすることもあります。**その際は、ご協力をよろしく願います。

※ご了承ください※

利用状況調査は人による外観目視調査のため、境界が不明確な農地については正確な結果とならない場合もあります。また、「**農地が利用されている状態**」とは、「**肥培管理のされた農地の状態**」をいうため、椿を捨てるだけの農地や、雑草と作物が混在して植わっているような畑などは「**不耕作地（利用されていない農地）**」と判断されてしまうことをご了承ください。

▲不耕作地の例



ダメ！！不法投棄！！

農地パトロールの際に見る「農地への不法投棄」。空き缶や、ペットボトル、金属、中には産業廃棄物や車などの大きなものも見受けられます。

こういったゴミは何年たっても土に返ることはなく、その後の土や作物に影響を与え、それを口にする人体にも悪影響を及ぼします。つまり、畑として利用するのに、永久的で致命的な障害となります。

将来、畑を相続した方が貸したい、売りたいといった希望があっても、過去の不法投棄による埋設物などによって、貸すことも売ることもできず困ってしまうということになりかねないのです。

他人の農地へはもちろん、ご自身の所有の農地においても、ゴミの投棄は決して行わないでください。

廃車を倉庫代わりに自分の畑に置いていたりおっしゃる方もいますが、**動かない車はそのうち「ゴミ」となってしまう**です。古くなった車は決められた方法で処分をお願いいたします。

また、例え伐採枝や雑草であっても、他人の所有する農地に勝手に投棄してはいけません。農地を汚せば、他のゴミ投棄を招くことになります。

不法投棄は犯罪です。ゴミや伐採枝、抜いた草などは、必ず決められた場所に捨てるようお願いいたします。

【新島村農業委員会
からのお知らせ】

★畑を相続された時は…
法律の改正により、畑を相続された時は、農業委員会への届け出を行う必要があります。

相続登記後に農業委員会へ「登記事項証明書」の「コピー」を1部お持ちください。簡単なお手続き(申請書1枚)で農業委員会への届出を行うことができます。

届出を行っていただけると、例えば相続した方が島を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、島で借り手を探すなどのお手伝いをすることができます。

【問い合わせ・相談先】

新島村農業委員会事務局
(産業観光課 農林係内)
電話 (5)02804
メールアドレス

ファックス
nousei@nijima.com

(5)1304